

「令和5年度若草山焼き行事における山麓イベント等実施業務委託」について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和5年10月30日

若草山焼き行事实行委員会
会長 谷垣 孝彦

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度若草山焼き行事における山麓イベント等実施業務

(2) 委託業務内容

奈良の伝統行事である若草山焼きの魅力を観光客に発信し、より楽しんでいただくため、ポスター等の企画、特設舞台での催事等の企画、運営、管理を実施する。詳細は、「業務委託仕様書」（別紙1）に記載のとおり。

(3) 業務場所

若草山麓及び若草山焼き行事实行委員会が指定する場所

(4) 委託上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 委託期間

契約締結日から令和6年2月9日（金）まで

2. 参加資格

次に掲げる要件すべてに該当していなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 奈良県競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「広告・イベント業務」に登録されている者（参加申込みの時点において、当該登録が認められている者）であること。
- (4) 提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては

その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (9) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 過去5年間(公告日を基準とする)に本行事实施運營業務と同種又は類似の催事開催事業の受託実施を有していること。(同種業務とは、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が構成員として参加した実行委員会及び協議会を含む。)が主催する催事で、ステージイベントを有するもの。類似業務とは、上記発注機関以外が主催する催事で、ステージイベントを有するもの。)

3. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提案したとき
- ② 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③ 本公告及び別紙業務仕様書の内容を満たさない提案をしたとき
- ④ 企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき
- ⑤ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑥ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑦ 見積価格が、「上記1(4)委託上限額」を超えているとき
- ⑧ 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき
- ⑨ 提出書類の重大な記載不備等により、無効であると判断したとき

4. 業務委託仕様書等の配布

令和5年11月7日(火)午後4時までの間に、若草山焼きホームページから入手することとします。

5. 参加申込書

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 参加資格調書（様式1-1） 1部
- ③ 事業者の概要（様式任意） 1部

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類

(2) 提出期限

令和5年11月7日（木）午後4時まで

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出してください。提出先は、「12. 問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法によってください。

6. 企画提案書

(1) 提出書類

- ① 企画提案提出書（様式2） 原本1部、コピー5部
 - ② 企画提案書（様式任意、サイズはA4、縦横自由） 原本1部、コピー5部
- ※「企画提案書の作成について」（別紙2）に記載の項目毎に作成してください。
※コピー5部については、提案者を判読できるような記載は削除してください。

(2) 提出期間

令和5年11月14日（火）正午まで

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出してください。提出先は、「12. 問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法によってください。

7. 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和5年11月2日（木）正午まで

(2) 質問方法

FAXにより質問してください。送信先は、「12. 問い合わせ先」に記載のとおりです。質問する場合は質問内容を明確に記載し（様式3）、事前に電話連絡のう

え、送信ください。

(3) 回答方法

令和5年11月6日(月)の午前に、若草山焼き行事ホームページにて公表します。個別には回答しません。

8. 企画提案書の審査、受託者の選定及び結果の公表

(1) 審査及び選定方法

別に定める「令和5年度若草山焼き行事における山麓イベント等実施運營業務委託業者選定委員会」(以下「選定委員会」という)により、下記(2)の審査項目等について採点を行うものとし委託者の選定方法は次のとおりとします。

- ① 各委員の採点を合計した総得点が最も高い者を選定する。
- ② ①の総得点が同点の場合、各委員の評価で1位が多い者を選定する。
- ③ ②の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。
- ④ ③の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する
- ⑤ ④が同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。

(2) 審査項目等

「審査対象項目及び評価基準」(別紙3)に基づき評価を行います。

(3) プレゼンテーション等

選定委員会が必要と認めるときは、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合があります。なお応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合があります。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、受託者決定後速やかに提案書提出者全てに書面にて通知します。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

(5) 選定結果の公表

受託者名、企画提案者ごとの総合評価点を閲覧により公表します。ただし、企画提案者名については受託者以外公表しません。

閲覧場所：「12. 問い合わせ先」に記載のとおり

9. 業務委託契約の締結について

審査の結果、受託者として選定された者と協議の上、速やかに予算の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、受託者として選定された者との間で協議が不調に終わった場合は、審査において次順位として選定された者と協議を行い、業務委託契約を締結します。

また、提案者が1者の場合は、審査の評価が一定基準(総合得点の6割)を満たして

いる場合、事業候補者として特定できるものとします。

10. 契約の解除

契約締結後であっても、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 提案書など提出書類について虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 受託者に業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) 役員等が暴力団員である場合
- (6) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、経営に協力し、又は関与している場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (10) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（5）から（9）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した場合
- (11) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（5）から（9）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（10）に該当する場合を除く。）において、当実行委員会が受託者に対して下請契約等の解除を求め、受託者がこれに従わなかった場合
- (12) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当実行委員会に報告せず、又は警察に届けなかった場合
- (13) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

11. その他

(1) 公告記載内容の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本公告の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 提出書類の返却

提出された書類は返却いたしません。なお、この企画提案に係る審査以外には使用しません。

(3) 提出書類の追加、修正等

一旦提出された書類の差し替え、追加、削除は理由の如何にかかわらず一切認めません。

(4) 情報公開

県民等からの情報公開請求に応じて、企画提案書等の情報公開を行う場合があります。

(5) 提案に係る費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(6) 提案者が手続期間中に入札参加停止措置等を受けた場合

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が入札参加停止措置又は奈良県競争入札参加資格者名簿の登録が認められない等の事由に至った場合は、以後の本企画提案に関する手続の参加資格を失うものとします。また該当する者が受託者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

(7) 提案者の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「12. 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面（様式4）により届け出てください。

(8) 募集の中止、契約の解除

自然災害や感染症の感染拡大等による社会情勢の変動を踏まえ、実行委員会の判断として募集の中止及び契約の解除を行うことがあります。また、契約後において、感染症の感染拡大状況等に応じ、中止又は規模縮小を行うことがあります。

なお、中止又は規模縮小となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うこととし、実行委員会が損害賠償を負担しない。

(9) 企画提案の修正・変更

受託者選定後、採択された企画提案は、実行委員会との協議等により修正・変更を行う場合があります。

12. 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域デザイン推進局奈良公園室内

若草山焼き行事実行委員会事務局

TEL 0742-27-8677 / FAX 0742-22-7832